

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県文化センター条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則
- ふくしま海洋科学館条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則
- 福島県公有財産規則の一部を改正する規則
- 訓 令
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

告 示

- 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件の一部を改正する件
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件の一部を改正する件

規 則

福島県文化センター条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則、ふくしま海洋科学館条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則及び福島県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十一号

福島県文化センター条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則

福島県文化センター条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則

福島県文化センター条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(昭

和四十五年福島県規則第七十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域総務予算グループ)

福島県規則第四十二号

ふくしま海洋科学館条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則

ふくしま海洋科学館条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(平成十二年福島県規則第四百四十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域総務予算グループ)

福島県規則第四十三号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

- 二 課 行政組織規則第七条第一項の表の下欄に掲げる課(知事直轄にあっては知事公室広報課、総務部にあっては財務総室総務課、企画調整部にあっては企画調整総室企画調整課、生活環境部にあっては生活環境総室生活環境総務課、保健福祉部にあっては保健福祉総室保健福祉総務課、商工労働部にあっては商工労働総室商工総務課、農林水産部にあっては農林水産総室農林総務課及び土木部にあっては土木総室土木総務課に限る。)、行政組織規則第九条第二項に規定する出納局出納総務課、監査委員事務局監査総務課、人事委員会事務局総務審査課、労働委員会事務局審査調整課及び議会事務局総務課をいう。
- 二 条 中 第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 五 政策監 福島県部等設置条例第一条に規定する部等の政策監(知事公室長を含む。)並びに出納局長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長及び労働委員会事務局次長をいう。
- 二 条 第六号及び第七号を次のように改める。
- 六 課長 課の長をいう。
- 七 財産管理者 課長、文書管財総室財産管理課長、行政組織規則第二条第一項に規定する本庁機関(課を除く。以下「本庁機関」という。)のうち第七条第三項又は第四項の規定により総務部長の指定を受けた本庁機関(以下「指定課」という。)の長(以下「指定課長」という。)及び出先機関の長、福島県教育庁組織規則(平成二十年福島県教育委員会規則第五号)第二条に規定する教育庁(教育事務所を除く。以下「教育庁」という。)において公有財産の管理に関する事務を分掌する課

の長及び教育委員会の所管に属する公所（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二条第四号に規定する公所をいう。以下同じ。）の長並びに警察本部において公有財産の管理に関する事務を分掌する課の長及び警察署長をいう。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第三項中「参事は」を「課長は」に改め、同項第三号中「財務領域公有財産グループ参事」を「文書管財総室財産管理課長」に改める。

第六条第二項中「グループ（財務領域公有財産グループ、文書管財領域施設管理グループ及び指定グループ）を「課（文書管財総室財産管理課及び施設管理課並びに指定課」に改める。

第七条第二項中「グループ（文書管財領域施設管理グループ）を「課（文書管財総室施設管理課」に改め、同条第三項中「掲げるグループ」を「掲げる課」に改め、同項の表一の項中「文書管財領域施設管理グループ」を「文書管財総室施設管理課」に改め、同表三の項中「グループ」を「課」に改め、同条第四項中「財務領域公有財産グループ」を「文書管財総室財産管理課」に改め、同項ただし書中「グループ」を「課」に改め、同項の表一の項中「グループ又は」を「課又は」に、「文書管財領域施設管理グループ」を「文書管財総室施設管理課」に改め、同表二の項から四の項までの規定中「グループ」を「課」に改め、同条第五項中「財務領域公有財産グループ」を「文書管財総室財産管理課」に改める。

第八条中「財務領域公有財産グループ」を「文書管財総室財産管理課」に改め、同条ただし書中「グループ」を「課」に改め、同条の表中「グループ」を「課」に改める。

第十条中「総括参事、参事、財務領域公有財産グループ参事又は指定グループ参事」を「政策監、課長、文書管財総室財産管理課長又は指定課長」に改める。

第十条の二の見出しを「（政策監の専決）」に改め、同条本文中「参事、財務領域公有財産グループ参事又は指定グループ参事」を「課長、文書管財総室財産管理課長又は指定課長」に、「総括参事」を「政策監」に改める。

第十一条の見出しを「（課長の専決）」に改め、同条中「財務領域公有財産グループ参事又は指定グループ参事」を「文書管財総室財産管理課長又は指定課長」に、「参事」を「課長」に改め、同条ただし書中「参事」を「課長」に改める。

第十二条の見出しを「（文書管財総室財産管理課長の専決）」に改め、同条中「財務領域公有財産グループが」を「文書管財総室財産管理課長」に改める。

第十三条の見出しを「（指定課長の専決）」に改め、同条中「指定グループが」を「指定課長」に、「指定グループ参事」を「指定課長」に改める。

第十六条中「財務領域公有財産グループ参事」を「文書管財総室財産管理課長」に、「総括参事」を「政策監」に改める。

第二十三条第二項中「財務領域公有財産グループ参事」を「文書管財総室財産管理課

長」に改める。

第三十条中「財務領域公有財産グループ参事又は参事、指定グループ参事」を「文書管財総室財産管理課長又は課長、指定課長」に改める。

第三十二条第四号中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 行政財産の有効活用のため、広告の用に供するとき。

様式第六号（その二）中「~~福島の観光振興局~~」を「~~文書管財総室~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（財務領域公有財産グループ）

訓 令

福島県訓令第六号

本 庁 機 関

出 先 機 関

労働委員会事務局

職員の特給の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

職員の特給の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

「理事

別表中「本庁部長」を「本庁部長 会計管理者」に、「理事」を「理事 文化スポーツ局長」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

庁総括参事」を「本庁部長 出納局長」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 観光交流局」に、「本

画主幹 に改め、「地方振興局次長（総括参事相職にある者を除く。）」を削り、「東
括主幹」に改め、「地方振興局次長（総括参事相職にある者を除く。）」を削り、「東
京事務所企業誘致担当参事」を「東京事務所課長」に改め、「消費生活センター所長」
を削り、「県南、南会津、相双保健福祉事務所長」を「南会津、相双保健福祉事務所長」
に改め、「希望ヶ丘ホーム園長」及び「農林事務所企画部地域農林企画室長」を削り、
「農業総合センター農業短期大学校長」を「農業総合センター農業短期大学副校長」
林業研究センター所長」を「農業総合センター農業短期大学副校長」
に、「（副主幹相当職）」を「副課長相当職」に改め、「ダム建設事務所長」を削り、

「労働委員会事務局参事」を「労働委員会事務局課長」に、「副主幹」を
「副課長」
地方振興局副部長 に改め、「消費生活センター次長」及び「希望ヶ丘ホーム
地方振興局出納室副室長」

「総合療育センター診療相談部長」を
「総合療育センター発達障がい者
次長」を削り、「総合療育センター診療相談部長」を
「副主幹」
地方振興局副部長 に改め、「消費生活センター次長」及び「希望ヶ丘ホーム
地方振興局出納室副室長」

「建設事務所次長（参事相当職）」を「建設事務所長（課長相当職）」
に、「ダム建設事務所次長」を「労働委員会事務局副課長」に改め、同表備考一中
「総括参事相当職」、「参事相当職」又は「副主幹相当職」を「課長相当職」又は「副
課長相当職」に、「総括参事相当職、参事相当職又は副主幹相当職」を「課長相当職又は
副課長相当職」に改め、同表備考二中「領域付」を「総室付」に改め、同表備考に次
のように加える。

四 この表において「本庁部次長」とは、福島県行政組織規則（平成二十年福島県規
則第二十五号）第二十二條の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建
築総室の項までに掲げる職をいう。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（人事領域人事グループ）

告 示

福島県告示第二百五十八号

1 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結
しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査
の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件（平成十八年福島県告示第五百五十
一号。以下「五百五十一号告示」という。）の一部を次のように改正し、平成二十年
四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の五百五十一号告示の規定に基づく森林整備業務の
委託契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者は、当該資格の有効期間内に
限り、当該委託契約に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六
七条の五第一項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格及び同令第六
十七条の十一第二項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するも
のとみなす。
平成二十年三月二十八日
福島県知事 佐藤 雄 平

件名を次のように改める。
競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合に
おける当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件
本文中「第二百六十四条第一項」を「以下「規則」という。」第二百四十五条及
び第二百六十四条第一項」に、「福島県を発注者として、指名競争入札」を「一般競争
入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）」に、「当該指名競争入札」を
「当該競争入札」に改め、「資格」の下に「（以下「資格」という。）」を加える。

第一中「指名競争入札に参加することができない者」を「資格の審査を受けることが
できない者」に、「一から十まで」を「各号」に、「指名競争入札に参加する」を「資
格の審査を受ける」に改め、第一中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第
五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第十号までを三号ずつ繰り上げる。
第二中「指名競争入札」を「競争入札」に、「申請書等」を「申請書及びその添付書
類（以下「申請書等」という。）」に、「第一の八の1」を「第一の第五号の1」に改
める。

第三中「森林整備業務指名競争入札参加資格審査申請書」を「森林整備業務競争入札
参加資格審査申請書」に改める。
第五中「グループ」を「課」に改め、第五の第一号中「福島県農林事務所企画部
総務グループ」を「福島県農林事務所総務部総務課」に改め、第五の第二号中「福島県
農林水産部森林林業領域森林計画グループ」を「福島県農林水産部森林林業総室森林計
画課」に改める。
第六を削り、第七を第六とし、第八を第七とする。
第九中「次の一から五」を「次に」に改め、第九の第四号中「第一の九若しくは十」
を「第一の第六号若しくは第七号」に改め、第九を第八とし、第八の次に次のように加
える。

第九 資格の喪失
資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った
ときは、当該資格を失うものとする。

第十を削る。
第十一中「福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループ」を「福島県農林水産部
森林林業総室森林計画課」に、「電話番号〇二四一五二二一七四二二」を「電話番号〇
二四一五二二一七四二五」に改め、第十一を第十とする。

福島県告示第百五十九号

(森林林業領域森林計画グループ)

福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件(平成十九年福島県告示第六百六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

第五中「福島県出納局総務管理グループ」を「福島県出納局入札用度課」に改める。

第六中「福島県出納局総務管理グループ」を「福島県出納局入札用度課」に、「〇二四一五二一七五六二」を「〇二四一五二一七五六三」に改める。

第十の二中「認定された日」の下に「(工事に係る建材・資材に係る資格にあつては、当該資格が認定された日又は平成二十一年四月一日のいずれか遅い日)」を加える。

第十四中「福島県出納局総務管理グループ」を「福島県出納局入札用度課」に、「〇二四一五二一七五六二」を「〇二四一五二一七五六三」に改める。

別表中「(工事に係る建材・資材を除く。)」を削る。

(出納局総務管理グループ)